

一戸町農業集落排水事業経営戦略

| | |
|---------|----------------------|
| 団 体 名 | : 一戸町 |
| 事 業 名 | : 一戸町奥中山地区農業集落排水処理事業 |
| 策 定 日 | : 平成 28 年 12 月 |
| 計 画 期 間 | : 平成 28 年度 ~ 令和 7 年度 |

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|----------------------|------------------------|----------------------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成7年度、(24年経過) | 法適(全部適用・一部適用) 非適の区分 | 地方公営企業法非適用企業 令和6年4月適用予定 |
| 処理区域内人口密度 | 20.7人/ha | 流域下水道等への 接続の有無 | |
| 処 理 区 数 | 1(奥中山地区) | | |
| 処 理 場 数 | 1(2,030人槽)、汚水管延長10km | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | |
|---|---|---------|---|--------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の 概要・考え方 | 下水道の使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。 当町の農業集落排水処理事業は、基本料金に従量料金の累進制を組み合わせた料金体系をとっています。 | | | | |
| | (単位:円/月、円/m ³ 、税抜き) | | | | |
| | | 基本水量 | 基本料金 | 超過料金 | |
| | 平成14年度までに 加入した方 | 10tまで | 1,500円 | 150円 | |
| | 平成15年度以降に 加入した方 | 10tまで | 1,800円 | 200円 | |
| 業務用使用料体系の 概要・考え方 | | | | | |
| その他の使用料体系の 概要・考え方 | | | | | |
| 条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載 | 平成28年度 | 4,104 円 | 実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載 | 平成28年度 | 3,690 円 |
| | 平成29年度 | 4,104 円 | | 平成29年度 | 3,720 円 |
| | 平成30年度 | 4,104 円 | | 平成30年度 | 3,750 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|--|
| 職 員 数 | 3名 |
| 事業運営組織 | <p>建設部水環境課下水道係、配置人員3名</p> <p style="text-align: center;">組織図</p> <pre> graph TD A[水環境課長] --> B[課長補佐] B --> C[副主幹兼主任技師] C --> D[下水道係長] D --> E[係員] </pre> |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|---|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設維持管理委託 ・農業集落排水施設使用料収納委託 ・メーター検針委託料 ・電気工作物保安全管理委託 ・消防設備保守点検委託 |
| | イ 指定管理者制度 | |
| | ウ PPP・PFI | |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※別紙のとおり

(4) 下水道事業を取り巻く環境の変化

人口減少社会の到来により、当町をはじめ地方自治体を取り巻く環境は急激に変化しており、一般会計からの財政支援に頼ってきた下水道事業を取り巻く状況も、厳しさを増しています。また、下水道への加入促進、下水道施設の維持更新等の課題を抱えています。

表1 日本の地域別将来人口推計値(平成30年3月)

| 年 次 | 平成27年 (2015) | 令和2年 (2020) | 令和7年 (2025) | 令和12年 (2030) | 令和17年 (2035) | 令和22年 (2040) | 令和27年 (2045) |
|--------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 一戸町(人) | 12,919 | 11,663 | 10,451 | 9,336 | 8,297 | 7,285 | 6,299 |

① 人口減少社会の進展

国勢調査による平成27年の当町の人口は12,919人となっており、昭和30年の26,581人をピークに減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所より示されている将来人口(平成30年3月推計値)は表1のとおりで、今後も減少していくことが見込まれています。人口減少は下水道使用料の減収を招き、また下水道事業の経営や施設管理の現場を担う人材不足により、持続的な下水道サービスの提供に影響が出ることが予想されます。

② 特別会計・企業会計の経営健全化

下水道事業などの特別会計及び上水道の企業会計は、一般会計において負担すべき経費を除き、本来、特定の収入で運営する独立採算性が基本ですが、下水道事業会計などの特別会計では、一般会計からの赤字補てん的な繰入金(一般会計側から見れば繰出金)を一部財源として運営してきました。これら一般会計から特別会計への繰出金は、町財政を圧迫する要因にもなることから、経営の見直しを行い、一般会計からの繰出金を最小限に抑えなければなりません。表2は、平成24年度～30年度の使用料収入、維持管理費、汚水処理費等の推移を示したものです。経費回収率(使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標)を見てみると、すべての年度において30～40%前後となっており、使用料収入で汚水処理費用を賄えていない状況です。

表2 使用料収入、汚水処理費、一般会計繰入金等の推移

| 区 分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 使用料収入(千円) | 15,069 | 15,118 | 15,299 | 15,573 | 15,479 | 15,607 | 15,556 |
| 維持管理費(千円) | 20,965 | 28,664 | 29,582 | 28,365 | 25,145 | 22,784 | 23,237 |
| 汚水処理費(千円) | 48,054 | 38,882 | 37,375 | 53,745 | 49,401 | 45,212 | 45,359 |
| 一般会計繰入金(千円) | 17,314 | 22,503 | 23,263 | 27,087 | 35,945 | 36,056 | 34,788 |
| 年間有収水量(m ³) | 83,641 | 84,201 | 83,413 | 84,769 | 83,889 | 83,914 | 82,978 |
| 使用料単価(円/m ³) | 180.2 | 179.5 | 183.4 | 183.7 | 184.5 | 186.0 | 187.5 |
| 汚水処理原価(円/m ³) | 574.5 | 461.8 | 448.1 | 634.0 | 588.9 | 538.8 | 546.6 |
| 経費回収率(%) | 31.4 | 38.9 | 40.9 | 29.0 | 31.3 | 34.5 | 34.3 |

※ 使用料単価(円/m³) = 使用料収入 ÷ 年間有収水量 (有収水量1m³あたりの使用料収入)
 汚水処理原価(円/m³) = 汚水処理費 ÷ 年間有収水量 (有収水量1m³あたりの汚水処理費)
 経費回収率(%) = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価 × 100
 (下水道経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理全てを使用料によって賄うことが基本原則とされている。)

③長期的な視点

今後は人口減少、節水志向、施設の老朽化がさらに進むことが見込まれるため、収支の悪化が懸念されます。持続的に下水道サービスを提供していくためには、経営の現状を客観的に把握して、将来の見通しを明らかにした上で、経営基盤を強化する取り組みが重要となってきます。このため、人口減少などの変化を踏まえ、長期的な収支バランスを見通した収支計画により、事業を進めていきます。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

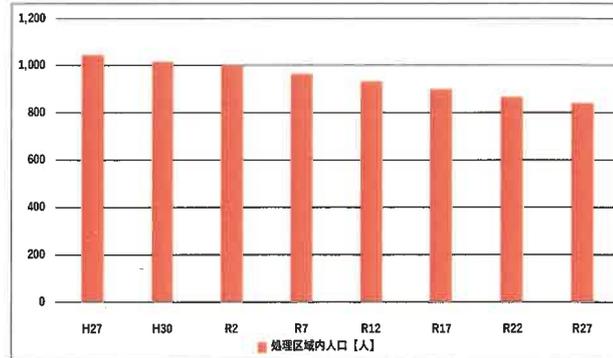
処理区域内人口の予測にあたっては、平成28年度に策定した一戸町污水処理施設概成アクションプランを根拠として算定しています。事業計画区域の整備は概ね完了しており、事業区域を拡大する予定はないことから、行政区人口の減少とともに減少していく見込みです。

【算出方法】

処理区域内人口 = 前年度処理区域内人口 × 行政人口減少率

行政人口減少率 = 当該年度行政人口 ÷ 前年度行政人口

※平成27年度、平成30年度は決算値となります。



(2) 有収水量の予測

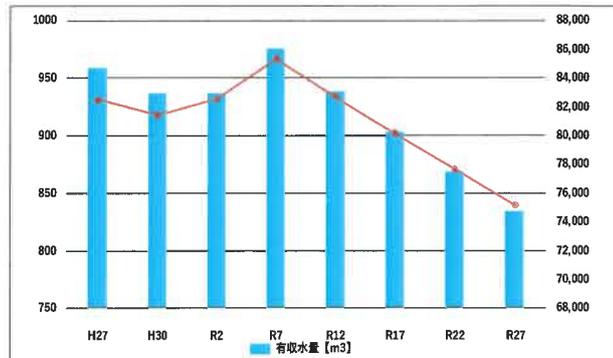
区域内人口の減少に伴い、水洗化人口も減少すると見込まれます。また、それに伴って有収水量も減少していく見込みとなっています。

【算出方法】

有収水量 = 水洗化人口 × 直近過去5年の1人あたりの有収水量の平均値 (89m³)

水洗化人口 = 前年度水洗化人口 × 行政人口減少率 + 新規接続人口

※平成27年度、平成30年度は決算値となります。



(3) 使用料収入の見通し

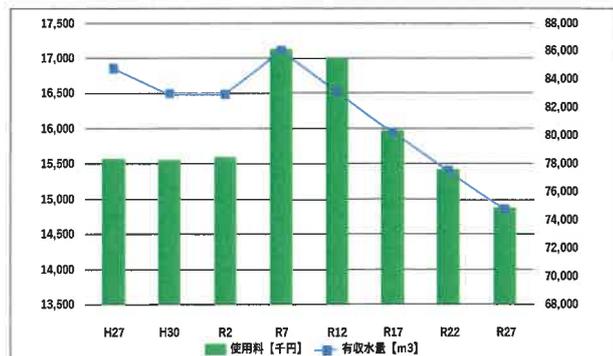
処理区域内人口、水洗化人口及び有収水量の減少に伴い、使用料収入も年々減少する見込みとなっています。人口減少や節水型トイレの普及等により有収水量は減少し、使用料収入は減少することが見込まれます。なお、本特別会計における使用料体系は、平成14年度以前の加入者と平成15年度以後の加入者によって使用料の基本料金及び超過料金が異なりますが、令和4年度に現行の使用料に統一する予定としています。そのため、使用料収入は令和4年度に予定している使用料統一により一時的に増収に転じたのち、徐々に減収していく見込みです。

【算出方法】

使用料収入 = 直近過去5年の1m³あたりの使用料単価の平均値 × 有収水量

使用料単価の平均値 = 増税前: 185円、増税後・統一前: 188円、増税後・統一後: 198円

※平成27年度、平成30年度は決算値となります。



(4) 施設の見通し

農業集落排水事業は、計画に基づいて整備を進め、事業計画区域の整備は概ね完了しています。平成27年度に策定した最適整備構想では、管渠の耐用年数を50年、処理場施設の耐用年数をそれぞれ10～15年としていますが、すでに供用開始から24年が経過しており、今後は設備の修繕等が増加するものと見込まれます。このことから、適切な管理や最適整備構想に基づいた修繕や更新を行い、投資の増加を抑制する必要があります。現計画では、最適整備構想に係る調査は令和3年度に実施し、修繕や更新を行う対象機器を選定して令和5年度から工事を行う予定です。

(5) 組織の見通し

当町では現在、下水道事業を職員3名で担当しており、今後も適切な下水道事業を行っていくために、適切な職員数を確保することなどの人員管理が必要となります。

3. 経営の基本方針

○「水環境の改善」に取り組み、町民がいつまでも安心して暮らせる「快適で安全・安心な町民生活の確保」を図ります。
○下水道施設の効率的な維持管理を通じ、下水道サービスを持続的に提供します。これに不可欠な財政基盤を健全性、収益性、効率性の観点から強化するとともに、経営資源を人材・技術・財源と幅広くとらえ、これらの確保に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 目 標 | 最適整備構想により、施設の計画的な更新を行い、投資の平準化を図ります。 |
|-----|-------------------------------------|

農業集落排水事業は、計画に基づいて整備を進め、事業計画区域の整備は概ね完了していますが、平成27年度に策定した最適整備構想に基づいて令和3年度より処理場のプラント機械・電気設備の調査及び更新工事等を実施する予定です。

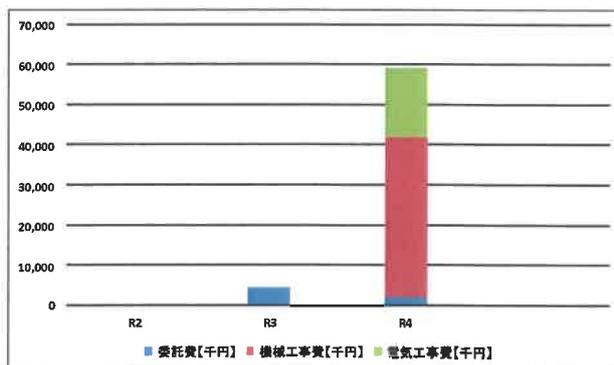
○処理場の更新工事等

平成27年度に策定した計画は以下の表6、7のとおりです。令和3年度の調査等により計画が変更となる可能性はありますが、今回の収支計画の策定にあたっては、現計画どおり調査及び更新工事等を行うものとしています。

表6、7 最適整備構想に係る事業費

(単位:千円)

| 年度 | 作業項目 | 金額 |
|------|------------|--------|
| R2年度 | 調査計画申請 | — |
| R3年度 | 調査計画業務委託 | 2,200 |
| | 概要書作成業務委託 | 2,200 |
| R4年度 | 設計・積算等業務委託 | 2,200 |
| | 更新工事 | 57,092 |



② 収支計画のうち財源についての説明

| | |
|-----|---|
| 目 標 | 経費回収率を向上できるよう、水洗化の周知を継続し、使用料収入の増収と汚水処理費用の抑制削減に努めます。また、平成28年度に策定した一戸町汚水処理施設概成アクションプランの計画に基づき、令和7年度に水洗化率100%を実現できるよう努めます。 |
|-----|---|

○収益的収入

当該事業における主な収益的収入は、営業収益の料金収入、営業外収益の他会計繰入金、最適整備構想に係る国庫補助金となっています。

そのうち、料金収入については、今後の人口減少や節水型便器の普及により、減収は避けられないと想定していますが、整備済区域における水洗化率の向上に努めることで減少を抑えていきたいと考えています。

企業債の残高も年々少なくなっていることから、今後資本費は段階的に縮小していく見込みとなっていることから、他会計繰入金についても今後は徐々に減少していく見込みとなっています。

○資本的収入

最適整備構想に係る処理場のプラント機械・電気設備の調査及び更新工事等により、国庫補助金、地方債を算出し、経営の安定を図るため他会計補助金(一般会計繰入金)を見込んでいます。

【諸収入の積算の考え方】

国庫補助金 現行の国庫補助制度による
地方債 国庫補助金の補助裏
繰入金 繰入基準等を基に算出

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

処理場における光熱水費、薬品費などの維持管理費は、適切な汚水処理を行うには必要不可欠な経費です。施設の老朽化に伴い、維持管理費の増加が予想されるので、資産の長寿命化にも力を入れ、計画的な修繕や設備更新を行い、経費の抑制削減を目指します。

【投資以外の経費の積算の考え方】

人件費 前年度の費用×直近過去5年の平均伸び率
維持管理費 過去の実績や人口減少に伴う有収水量の減少などを反映

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|----------------------------------|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 近接する集合処理区が無いことから、今後も単独で行うこととします。 |
| 投資の平準化に関する事項 | 最適整備構想により、更新投資の山を均して平準化を図ります。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | |
| その他の取組 | |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|---|
| 使用料の見直しに関する事項 | <p>下水道事業は、地方財政法第6条の規定により特別会計を設け、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされています。</p> <p>今後も下水道事業を安定的に供給し続けるためには、使用料収入による汚水処理原価の回収率を高めることで、一般会計からの繰出金に過度に依存せず、長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があります。昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があります。</p> <p>下水道使用料の適正化を進めることは、町の財政にとっても重要な事なので、総務省の「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」のデータを活用して改善策を検討します。</p> |
| 資産活用による収入増加の取組について | |
| その他の取組 | |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 下水道事業を取り巻く経営環境は年々厳しいものとなっており、指定管理者制度、PPP/PFIなどの民間手法の導入や活用を行うことで、事業の効率化・活性化を検討する必要があります。 |
| 職員給与費に関する事項 | 地方財政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、町民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるよう定員適正化に取り組めます。 |
| 動力費に関する事項 | <p>処理場における動力費、薬品費、修繕費などの維持管理費は、汚水処理には欠かせないものなので、町の汚水処理の効率化を図るため、総合的な管理運営に努めます。</p> |
| 薬品費に関する事項 | |
| 修繕費に関する事項 | |
| 委託費に関する事項 | |
| その他の取組 | |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|-------------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項 | <p>経営戦略の進捗管理は各年度末に行い、見直しは3年毎に行います。その場合の視点は平成31年3月29日付総務省通知の経営戦略策定・改定ガイドラインおよび経営戦略策定・改定マニュアルを基本とします。</p> <p>また、下水道事業は公営企業であるので説明責任があります。使用料は公共料金で住民生活に密接に関連するものなので、その算定根拠、事業経営状況、経費削減等の経営努力等についての情報を公開して透明性を確保します。</p> |
|-------------------------|---|

経営比較分析表（平成29年度決算）

岩手県 一戸町

| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|--------|--------|------------------|
| 法非適用 | 下水道事業 | 農業集落排水 | F2 | 非設置 |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20㎡当たり家庭料金(円) |
| - | 該当数値なし | 8.38 | 100.00 | 4,104 |

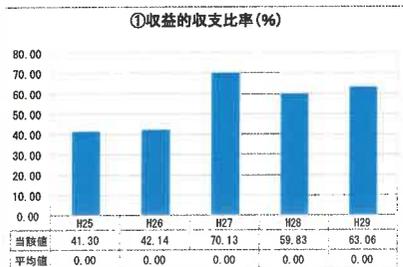
| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 12,830 | 300.03 | 42.76 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 1,052 | 0.49 | 2,146.94 |

グラフ凡例

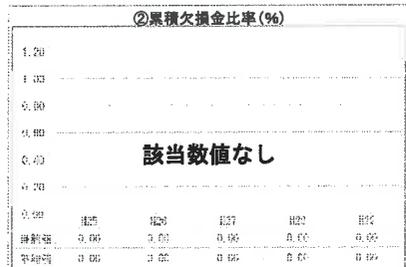
- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】平成29年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



「単年度の収支」



「累積欠損」



「支払能力」



「債務残高」



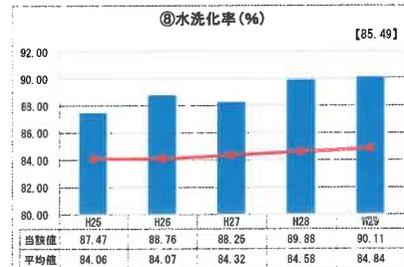
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

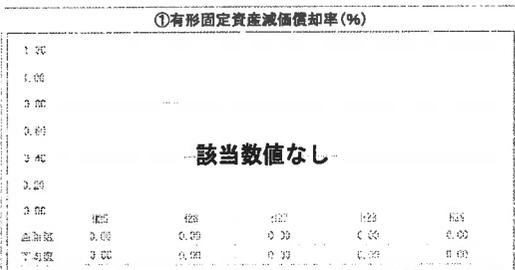


「施設の効率性」

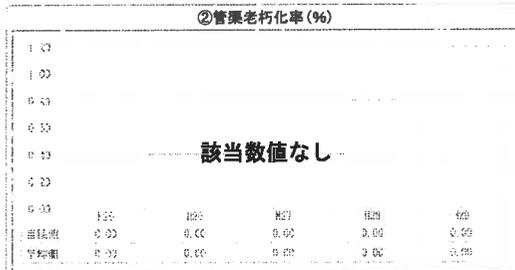


「使用料対象の捕捉」

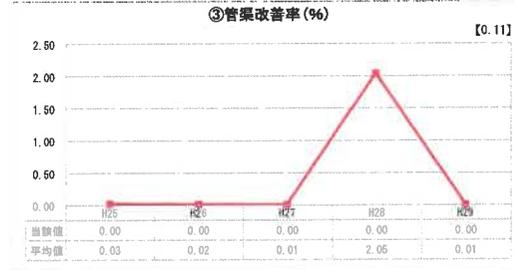
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率により、当該年度は赤字であることを示している。ただし、使用料収入、他会計繰入金の増及び施設管理費、地方債償還金の減により、昨年度に比べて少しながら、赤字は減少した。今後は、地方債償還金も減少となる見込みであるため、本指標は改善する見込みである。

②企業債残高対事業規模比率については、類似団体に比べて高い比率となっている。ただし、当事業の整備は完了しており、地方債の新規発行も抑制していることから、今後は改善が見込まれる。

③経費回収率については、類似団体に比べて低い比率となっている。要因としては、汚水処理費の約5割を地方債の元利償還金が占めていることが考えられる。ただし、今後は地方債償還金が減少となると、新規の地方債発行も抑制していることから、改善が見込まれる。

④汚水処理原価については、類似団体に比べて高い比率となっている。要因としては、汚水処理費の約5割を地方債の元利償還金が占めていることが考えられる。ただし、今後は地方債償還金が減少となると、新規の地方債発行も抑制していることから、改善が見込まれる。

⑤施設利用率については、類似団体に比べて低い数値を示しているが、現状一池で汚水処理を行っており、施設が遊休状態にあるわけではないため、現状維持が必要と考えられる。

⑥水洗化率については、類似団体に比べて高い比率となっている。今後も水洗化率向上のために広報活動等を行い、新規接続者獲得に努めていきたい。

2. 老朽化の状況について

下水道管渠の法定耐用年数は、一般的に50年とされている。

農業集落排水事業は、平成29年度末において供用開始から22年経過したところだが、小規模な公共樹などの修繕を除き、管渠自体に関する修繕、更新等は実施していない。

一方、施工当時のコンクリート製公共樹やマンホールについては、経年劣化及び除雪作業の影響による破損箇所が確認されている。破損箇所からの不明水流入は、施設の汚水処理能力に影響を与えることから、破損状態が著しい箇所を優先し修繕作業に取り組んでいく。

全体総括

農業集落排水処理事業は、整備事業がすでに完了しており、水洗化率については類似団体より良好な数値を示している。

一方で、加入促進に伴う使用料の大幅な収入を見込むことは難しく、また、繰入金に収益を依存している状況にある。

また、支出の5割近くを元利償還金が占め硬直化していることから、今後も、新規の地方債発行を抑制し、経営改善に努めていきたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

| 区 分 | | 年 度 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----------------------|---------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|-------|-------|
| | | | | (決算) | (決算) | (決算) | | | | | | | |
| 収 益 的 収 入 | 1 総 収 益 (A) | 51,424 | 51,663 | 50,344 | 48,446 | 47,177 | 46,775 | 45,188 | 43,776 | 42,469 | 39,319 | | |
| | (1) 営 業 収 益 (B) | 15,479 | 15,607 | 15,556 | 15,329 | 15,594 | 15,711 | 16,755 | 16,879 | 17,003 | 17,127 | | |
| | ア 料 金 収 入 | 15,479 | 15,607 | 15,556 | 15,329 | 15,594 | 15,711 | 16,755 | 16,879 | 17,003 | 17,127 | | |
| | イ 受 託 工 事 収 益 (C) | | | | | | | | | | | | |
| | ウ そ の 他 | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 営 業 外 収 益 | 35,945 | 36,056 | 34,788 | 33,117 | 31,583 | 31,064 | 28,433 | 26,897 | 25,466 | 22,192 | | |
| | ア 他 会 計 繰 入 金 | 35,945 | 36,056 | 34,788 | 33,117 | 31,583 | 29,964 | 28,433 | 26,897 | 25,466 | 22,192 | | |
| | イ そ の 他 | | | | | | 1,100 | | | | | | |
| | 2 総 費 用 (D) | 35,665 | 32,171 | 31,504 | 28,530 | 27,236 | 30,645 | 25,237 | 24,306 | 23,315 | 22,579 | | |
| | (1) 営 業 費 用 | 25,145 | 22,784 | 23,237 | 21,375 | 21,226 | 25,794 | 21,564 | 21,737 | 21,915 | 22,096 | | |
| | ア 職 員 給 与 費 | 7,435 | 7,634 | 7,838 | 7,870 | 7,990 | 8,112 | 8,236 | 8,362 | 8,490 | 8,621 | | |
| | ウ ち 退 職 手 当 | 716 | 731 | 747 | 696 | 709 | 722 | 735 | 748 | 761 | 775 | | |
| | イ そ の 他 | 17,710 | 15,150 | 15,399 | 13,505 | 13,236 | 17,682 | 13,328 | 13,375 | 13,425 | 13,475 | | |
| | (2) 営 業 外 費 用 | 10,520 | 9,387 | 8,267 | 7,155 | 6,010 | 4,851 | 3,673 | 2,569 | 1,400 | 483 | | |
| ア 支 払 利 息 | 10,520 | 9,387 | 8,267 | 7,155 | 6,010 | 4,851 | 3,673 | 2,569 | 1,389 | 483 | | | |
| ウ ち 一 時 借 入 金 利 息 | | | | | | | | | | | | | |
| イ そ の 他 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 収 支 差 引 (A)-(D) (E) | 15,759 | 19,492 | 18,840 | 19,916 | 19,941 | 16,130 | 19,951 | 19,470 | 19,154 | 16,740 | | | |
| 資 本 的 収 入 | 1 資 本 的 収 入 (F) | 34,475 | 30,484 | 30,950 | 31,879 | 29,855 | 33,290 | 88,516 | 29,580 | 26,193 | 827 | | |
| | (1) 地 方 債 | | | | | | | 29,400 | | | | | |
| | ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 他 会 計 補 助 金 | 34,255 | 30,044 | 30,812 | 31,329 | 29,525 | 32,960 | 29,140 | 29,250 | 25,863 | 497 | | |
| | (3) 他 会 計 借 入 金 | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 固 定 資 産 売 却 代 金 | | | | | | | | | | | | |
| | (5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 | | | | | | | 29,646 | | | | | |
| | (6) 工 事 負 担 金 | 220 | 440 | 138 | 550 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 | 330 | | |
| | (7) そ の 他 | | | | | | | | | | | | |
| | 2 資 本 的 支 出 (G) | 50,291 | 49,988 | 49,817 | 51,807 | 49,796 | 49,420 | 108,467 | 49,050 | 45,347 | 17,567 | | |
| | (1) 建 設 改 良 費 | | 238 | 530 | 3,055 | 1,500 | 1,500 | 58,592 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | | |
| | ウ ち 職 員 給 与 費 | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 地 方 債 償 還 金 (H) | 50,291 | 49,750 | 49,287 | 48,752 | 48,296 | 47,920 | 47,675 | 47,550 | 43,847 | 16,067 | | |
| | (3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 | | | | | | | | | | | | |
| (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 | | | | | | | | | | | | | |
| (5) そ の 他 | | | | | | | 2,200 | | | | | | |
| 3 収 支 差 引 (F)-(G) (I) | △ 15,816 | △ 19,504 | △ 18,867 | △ 19,928 | △ 19,941 | △ 16,130 | △ 19,951 | △ 19,470 | △ 19,154 | △ 16,740 | | | |

投資・財政計画 (収支計画)

| 区 分 | 年 度 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--|-----------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | (E)+(I) | (J) | (決算) | (決算) | (決算) | | | | | | | |
| 収 支 再 差 引 | (E)+(I) | (J) | △ 57 | △ 12 | △ 27 | △ 12 | | | | | | |
| 積 立 金 | | (K) | | | | | | | | | | |
| 前年度からの繰越金 | | (L) | 108 | 51 | 39 | 12 | | | | | | |
| 前年度繰上充用金 | | (M) | | | | | | | | | | |
| 形 式 収 支 | (J)-(K)+(L)-(M) | (N) | 51 | 39 | 12 | | | | | | | |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | | (O) | | | | | | | | | | |
| 実 質 収 支 | | | 51 | 39 | 12 | | | | | | | |
| 黒 字 | | (P) | | | | | | | | | | |
| 赤 字 | | (Q) | | | | | | | | | | |
| 赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$) | | | | | | | | | | | | |
| 収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$) | | | 59.8% | 63.1% | 62.3% | 63% | 62% | 60% | 62% | 61% | 63% | 102% |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R) | | | | | | | | | | | | |
| 営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S) | | | 15,479 | 15,607 | 15,556 | 15,329 | 15,594 | 15,711 | 16,755 | 16,879 | 17,003 | 17,127 |
| 地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100) | | | | | | | | | | | | |
| 他会計借入金残高 (W) | | | | | | | | | | | | |
| 地 方 債 残 高 (X) | | | 411,981 | 362,231 | 312,944 | 264,192 | 215,895 | 167,975 | 149,699 | 102,150 | 58,303 | 42,236 |

○他会計繰入金

| 区 分 | 年 度 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------|-----|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | (決算) | (決算) | (決算) | | | | | | | |
| 収益的収支分 | | | 35,945 | 36,056 | 34,788 | 33,117 | 31,583 | 29,964 | 28,433 | 26,897 | 25,466 | 22,192 |
| うち基準内繰入金 | | | 35,945 | 36,056 | 34,788 | 33,117 | 31,583 | 29,964 | 28,433 | 26,897 | 25,466 | 22,192 |
| うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | |
| 資本的収支分 | | | 34,255 | 30,044 | 30,812 | 31,329 | 29,525 | 32,960 | 29,140 | 29,250 | 25,863 | 497 |
| うち基準内繰入金 | | | 610 | 653 | 644 | 641 | 592 | 564 | 494 | 496 | 503 | 497 |
| うち基準外繰入金 | | | 33,645 | 29,391 | 30,168 | 30,688 | 28,933 | 32,396 | 28,646 | 28,754 | 25,360 | |
| 合 計 | | | 70,200 | 66,100 | 65,600 | 64,446 | 61,108 | 62,924 | 57,573 | 56,147 | 51,329 | 22,689 |